

権現総合公園施設整備工事 公募型プロポーザル要求水準書

1 要求水準書の定義

本要求水準書は、加古川市権現総合公園施設整備工事（以下「本工事」という。）に係る公募型プロポーザルの参加事業者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、本要求水準書に明記されている事項を満たした上で、本工事に関する提案を行うことができる。

2 工事内容

（1）本工事で事業者が行うもの

- ア 複合遊具・乳幼児用遊具・幼児用遊具の実施設計（詳細図面の作成、構造計算含む）
- イ 複合遊具・乳幼児用遊具・幼児用遊具の製作設置工事
- ウ 休憩施設の製作設置工事（ベンチ・テーブル・自転車ラックなど）
- エ 建築施設の実施設計（管理棟・トイレ・四阿など（建築確認申請及び関係法令の手続きに必要な書類作成を含む））
- オ 建築施設の製作設置工事（管理棟・トイレ・四阿など）
- カ 建築施設の改修工事（現状の炊事場の改修を想定。提案により新設も可能であり、その場合は四阿の実施設計を「エ」に、製作設置工事を「オ」に含む）
※改修に係る設計は市で実施。（「参考資料6 四阿改修工図」参照）
- キ 看板の製作設置工事（エントランスサイン・総合案内板・園名板など）
- ク 安全施設の設置工事（遊具安全サイン・セーフティマット・安全柵など）
- ケ 遊具設置に伴う基礎工事（ウッドチップ・ゴムチップなど必要に応じて）
- コ 広場の利用に関する注意看板など設置工事
- サ 地耐力の確認（施工に先立ち、現地の基礎地盤を対象として必要地耐力の確認を行う）

（2）市が別途発注工事で行うもの

- ア 造成・仕上げ（張芝など）工事
- イ 建築施設付近までの必要な給排水・電気工事

3 敷地概要

（1）施工箇所

- 加古川市平荘町・志方町地内 （「参考資料1 位置図」参照）
- 権現総合公園 （「参考資料2 平面図」参照）

（2）敷地面積

- 権現総合公園の内約 1.6ha
- （施設を設置するエリアは「参考資料7 モデルプラン」参照）

4 要求水準

(1) 提案を求める遊具施設などの概要

ア 市が求める施設を下表に示す。

イ 市が想定する施設の配置、規模、形状、仕様、数量などを「参考資料7 モデルプラン」に示す。

設置範囲	施設名称	モデルプランから変更可能な事項				モデルプランの変更に係る条件・留意事項	
		配置	規模形状	仕様	数量		
遊びの広場	遊具	①複合遊具	△	△	○	△	・複合遊具設置エリアに収まる配置、規模、形状とする ・高さはGL+13.0mまでとする
		②乳幼児用遊具	△	△	○	△	・乳幼児用遊具設置エリアに収まる配置、規模、形状とする
		③幼児用遊具	△	△	○	△	・幼児用遊具設置エリアに収まる配置、規模、形状とする
	休憩施設・看板など	④手洗い場	×	○	○	×	
		⑤サークルベンチ	○	○	○	○	・施設全ての規模、形状を同一とする必要はない(例:全8箇所のうち、2箇所のみ仕様が異なる)
		⑥ベンチテーブル	○	○	○	○	・施設全ての規模、形状を同一とする必要はない
		⑦総合案内板	△	○	○	○	
		⑨誘導サイン	△	○	○	○	
		⑩遊具安全サイン	○	○	○	○	
		⑭自転車スタンド	○	○	○	○	
		⑮ベンチ	○	○	○	○	・施設全ての規模、形状を同一とする必要はない
	建築施設	⑰トイレ(多目的有)	×	△	○	×	・男性用(3穴)、女性用(2穴)、多目的用の3種類を整備する ・規模は22㎡程度とする
		⑲管理棟	×	△	○	×	・モデルプランと同程度の規模とする
		⑳サイクルステーション	×	△	○	×	・モデルプランと同程度の規模とする
		㉑四阿改修	×	△	○	×	・施設を新設する提案を行う場合は、規模及び形状の変更を可能とする
		㉒四阿	○	○	○	○	・施設全ての規模、形状を同一とする必要はない
		㉓自転車ロッカー	×	○	○	△	・利用台数の大幅な増加は望まない
	その他	ミストポール ソーラースタンド モニュメントなど	—	—	—	—	・提案を必須としない(任意提案)

設置範囲	施設名称	モデルプランから 変更可能な事項				モデルプランの変更に係る 条件・留意事項	
		配置	規模 形状	仕様	数量		
古墳広場	休憩施設・看板など	④手洗い場	×	○	○	×	
		⑥ベンチテーブル	○	○	○	○	・施設全ての規模、形状を同一とする必要はない
		⑦総合案内板	△	○	○	○	
		⑧園名版	×	○	△	×	・木目調を基本とする
		⑨誘導サイン	△	○	○	○	
		⑩解説板	×	○	○	×	・古墳の説明
		⑫エントランスサイン	×	○	△	○	・耐用年数の長い再生木材を基本とする。
		⑬自転車ラック	○	○	○	○	・フォトスポットとなるような形状変更も可能
		⑭自転車スタンド	○	○	○	○	
		⑮ベンチ	○	○	○	○	・全施設の規模、形状を均一とする必要はない
	建築施設	⑩トイレ（多目的無）	×	△	○	×	・モデルプランと同程度の規模とする
		㉒四阿	○	○	○	○	・施設全ての規模、形状を同一とする必要はない
	その他	ソーラースタンド モニュメントなど	—	—	—	—	・提案を必須としない（任意提案）

※古墳広場（仮）には遊具を設置しないこと。

※各施設において「参考資料8 施設一覧表」に明記する形式の同等品以上の規格・品質・性能とし、要求水準を満たすこと。

※ベンチ、四阿については各配置箇所に応じた多様な提案も可能とする。

（2）設計・設置に関する事項

ア 整備の基本方針

- ・ 権現総合公園全体の整備テーマである「水と緑のオアシス」を踏まえ、広がりある水面や豊かな緑といった資源を活かした身近な自然と共生を目指した空間づくりに寄与する整備内容とすること。
- ・ 自然レクリエーションの拠点公園でもある権現総合公園に相応しい、アクティブで何度挑戦しても楽しい仕掛けがある整備内容とすること。
- ・ 上記の方針を踏まえて、提案のコンセプトを設定すること。
- ・ 高速道路利用者駐車場や一般道路利用者駐車場からの見え方に考慮し、公園利用の増進に寄与する施設の外観とすること。

イ 遊具の整備に関する事項

- ・ 多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること。
- ・ サーキットのように思わず遊具をめくりたくなるよう施設配置を工夫すること。
- ・ 挑戦意欲がかき立てられるような施設とすること。
- ・ 楽しく体を動かす時間を提供できる遊具とすること。
- ・ 複合遊具には、公園のシンボルとなるような規模及び外観を求める。
- ・ 乳幼児用遊具では、日陰の創造を行うこと。
- ・ 複合遊具の対象年齢は、6～12歳とすること。
- ・ 幼児用遊具の対象年齢は、3～6歳とすること。
- ・ 乳幼児用遊具の対象年齢は、1～3歳とすること。
- ・ 複合遊具、幼児用遊具、乳幼児用遊具は、それぞれ遊びの動線が交差しないようエリア分けを行うこと。
- ・ 「参考資料7 モデルプラン」「参考資料9 保存木からの離隔距離」に収まる配置とすること。
- ・ 遊具部材については「参考資料9 保存木からの離隔距離」に示す保存木の中心からの離隔距離を確保すること。
- ・ 保護者が子供の状況が把握できるよう視認性を考慮すること。
- ・ 各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼り付けること。
- ・ 遊具にはウッドチップ、ゴムチップ、セーフティマットなど必要な安全施設を設置すること。ただし、複合遊具の安全領域にはゴムチップを使用しないこと。
- ・ 遊具は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26年6月国土交通省」および「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子供が利用する可能性のある健康器具系施設）平成26年6月国土交通省」に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S：2014）」（（一社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。
- ・ 遊具などの材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ・ 遊具などの塗装は、耐久性に優れているだけでなく、汎用性のあるものを使用すること。
- ・ 維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が可能であること。
- ・ 生産物賠償責任保険加入の製品であること。

ウ 休憩施設などの整備に関する事項

- ・ 独創性があり、権現総合公園のイメージに沿ったものを提案すること。
- ・ 休憩施設は、遊具などの配置を鑑み、「4 要求水準（1）提案を求める遊具施設などの概要」に従った上で、施設配置位置も含めた提案をすること。
- ・ 休憩施設などの材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ・ 自転車ラックは、権現総合公園のイメージに沿ったものを提案すること。なお、駐輪台数を確保した上で、撮影スポットとなるような形状の提案も可能とする。
- ・ 自転車ロッカーは、5台以上の自転車を個別収容可能であり、施錠可能なものとする。
- ・ 権現総合公園の水は受水槽を介しており、飲料用には適さない場合があるため、手洗い場として提案し、「水飲み場」へ変更する提案は行わないこと。
- ・ 提案上限額の範囲内であれば、「4 要求水準（1）提案を求める遊具施設などの概要」に従った上で、仕様・個所数・サイズを拡充させても構わない。
- ・ 兵庫県福祉のまちづくり条例を遵守すること。

エ 看板の整備に関する事項

- ・ 独創性があり、権現総合公園のイメージに沿ったものを提案すること。提案上限額の範囲内であれば、箇所数を拡充させても構わない。
- ・ 広場の利用に関する注意看板を設置すること。
- ・ 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること。
- ・ 兵庫県福祉のまちづくり条例を遵守すること。

オ 建築施設の整備に関する事項

- ・ 管理棟は「参考資料4 管理棟概要図」を参照し、必要な設備を備えた上で、有効なレイアウトを提案すること。また、外観は、権現総合公園のイメージに沿ったものを提案すること。
- ・ サイクルステーションは「参考資料5 サイクルステーション概要図」を参照し、必要な設備を備えた上で、有効なレイアウトを提案すること。また、外観は、権現総合公園のイメージに沿ったものを提案すること。サイクリスト以外の公園利用者（家族連れなど）も利用できるような視点で提案すること。
- ・ 四阿の改修については、経済比較により現状の炊事場を改修することとしているが、提案上限額の範囲内であれば、撤去・新設としても構わない。その際には、大きさ・ベンチの数量などは改修案と同等以上とする。
- ・ 必要に応じ、建築確認申請及び関係法令の手続きに必要な書類作成を事業者が事業者の費用負担で行うこと。
- ・ 兵庫県福祉のまちづくり条例を遵守すること。

カ 維持管理を容易・経済的にするための工夫

- ・ 各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。また、参考資料として、完成後 15 年間にかかる維持管理費用を 1 年毎にまとめて「様式6-3 維持管理費計画書」を提出すること。

キ その他

- ・ プロポーザル方式により発揮される事業者の提案力を、複合遊具に集中することは望んでいない。幅広い施設に提案を求める。
- ・ 利用者の利用増進や利便性向上に資する提案があれば求める。
（例：権現総合公園がフォトスポットとなるような施設の設置、「ミストポール」「ソーラースタンド」「広場の余白地を利用したモニュメント」などの設置、工事見学の実施、新技術の導入、近隣に実例が無く話題性があるなど）
- ・ 市の維持管理業務を補完する提案があれば求める。
（例：保証期間の延長、点検の実施回数の増加など）
- ・ 平板舗装のデザインに関する提案があれば求める。

5 設計施工に関する事項

- (1) 工期は契約日の翌日から令和6年3月15日（金）とする。
- (2) 令和5年度には、市発注の別途工事と輻輳する可能性があり、工程調整に協力すること。なお、本工事の現場着手は令和5年9月以降を予定している。

- (3) 本工事は、当該工事の契約書、設計図書、兵庫県土木請負工事必携、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、道路構造令、国土交通省官房官庁営繕部が制定又は監修した最新版の公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、建築工事標準詳細図、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）、最新の示方書仕様書、指針など各図書に準拠するとともに、施工計画書を提出すること。なお、兵庫県土木請負工事必携本文中の「兵庫県土木整備部の施行する土木工事に適用する。」とある旨を「加古川市の施行する土木工事に適用する。」と読みかえるものとする。
- (4) 遊具などの品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認など）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。
- (5) 基礎設置に伴い発生する残土は隣接地に整形すること。
- (6) （一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する技術者を配置できること（元請負者、下請負者は問わない）。
- (7) 権現湖パーキングエリアに設置する総合案内板及び県道沿いに設置する園名板については、開園まで期間が空くため、堅固な養生を行うこと。

6 参考資料

- 参考資料 1 位置図
- 参考資料 2 平面図
- 参考資料 3 縦横断面図
- 参考資料 4 管理棟概要図
- 参考資料 5 サイクルステーション概要図
- 参考資料 6 四阿改修工図
- 参考資料 7 モデルプラン
- 参考資料 8 施設一覧表
- 参考資料 9 保存木からの離隔距離